学校法人相愛学園　一般事業主行動計画

（次世代育成支援対策推進法・女性活躍推進法一体型）

教職員が仕事と生活の両立をさせることができ、女性が能力を発揮しやすい環境をつくることによって、個々の能力を最大限に発揮できるようにするため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間　令和２年８月１日から令和７年３月３１日まで
2. 内　容

令和２年８月より下記の取り組みを行う。

【目標①】管理職（大学、高中＝部長級以上、事務局＝課長級以上）に占める女性比率を３０％とする。
〈取組内容〉女性管理職の積極的な登用を行う。また、女性が継続して働きやすい環境を推進する。

【目標②】育児休業制度の情報提供、支援体制を周知徹底する。
〈取組内容〉出産、育児を控えた教職員に対し、個別に諸制度等について説明を行い、安心して出産、育児が行えるように支援する。

【目標③】時間外労働削減のため、事務職員の毎月の平均所定外労働時間を１０時間未満とする。
〈取組内容〉時間外労働の実態を把握し、個人の負担が過重にならないよう業務内容の見直しや適正な職員配置を行うことで時間外労働の削減を図る。